

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2023年度 京都府庁生活協同組合

新・団体医療保険のご案内

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険)

団体割引

10%

組合員の方の4つのメリット



1. 医療保険単独のご加入が可能！

2. ご家族の方だけでもご加入できます。

(*)配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族を被保険者としてご加入できます。

3. 日帰り入院から補償！

(*)日帰り入院とは、日帰り手術のために1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

4. 44歳の方で月々500円からご加入可能！

中面の保険料表にご注目！！

(A1型の場合)

安い！

ご加入要領

- ご加入ご希望の方は、笑総合保険【裏面に連絡先あり】までご連絡ください。
- さらに詳しいパンフレットをご希望の場合は、笑総合保険までご請求ください。
- 保険料のお支払いは2024年1月給与から毎月控除されます。退職者の方は、口座引落としとなります。

保険開始日：2023年11月1日

申込締切日：2023年10月13日

ご連絡先：笑総合保険

●ご加入タイプと補償額(保険金額・保険料):医療補償(病気・ケガ)のA1型からAB5型の中から1つお選びください。
 オプションでがん診断保険金(G型)、がん外来治療保険金(H型)、三大疾病診断(S型)、個人賠償責任補償(Z型)にご加入いただけます。
 補償開始日の満年齢が満69歳までの方が対象です。69歳までに加入した方は、満79歳まで更新することが可能です。



●基本保険料(保険期間:2023年11月1日から1年間・1名あたり・月払・団体割引10%・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット) ●オプション追加保険料(保険期間:2023年11月1日から1年間・1名あたり・月払・団体割引10%)

型名称	医療補償(病気・ケガ)									
	基本プラン					充実プラン				
	A1型	A2型	A3型	A4型	A5型	AB1型	AB2型	AB3型	AB4型	AB5型
補償内容	病気・ケガによる入院					病気・ケガによる入院・通院 (病気通院の場合は、継続して4日を超える入院の退院後が対象) (先進医療特約 500万円、天災危険補償特約セット)				
入院保険金	2,000円/日	3,000円/日	5,000円/日	10,000円/日	15,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	5,000円/日	10,000円/日	15,000円/日
手術保険金	< 重大手術の場合 > 入院保険金日額の40倍 < 重大手術以外の場合 > 入院中の手術:入院保険金日額の20倍/外来の手術:入院保険金日額の5倍									
通院保険金	-	-	-	-	-	1,000円/日	1,800円/日	3,000円/日	6,000円/日	9,000円/日

がん診断 保険金	がん外来 治療	三大疾病 診断	個人賠償責任 補償特約
G型	3型以上のみ 加入可能 H型	S型	ご本人のみ 加入可能 Z型
100万円	3,500円 (120日限度)	100万円	1億円

ご加入者の 満年齢	月払保険料									
0~24歳	320円	460円	760円	1,480円	2,210円	660円	1,020円	1,650円	3,220円	4,780円
25~29歳	390円	570円	940円	1,850円	2,770円	730円	1,130円	1,830円	3,590円	5,350円
30~34歳	450円	660円	1,100円	2,160円	3,230円	790円	1,220円	1,990円	3,910円	5,820円
35~39歳	470円	700円	1,150円	2,260円	3,390円	820円	1,280円	2,070円	4,060円	6,060円
40~44歳	500円	740円	1,220円	2,400円	3,590円	860円	1,330円	2,160円	4,240円	6,320円
45~49歳	590円	880円	1,440円	2,860円	4,280円	950円	1,480円	2,390円	4,720円	7,030円
50~54歳	730円	1,090円	1,800円	3,560円	5,340円	1,100円	1,710円	2,780円	5,490円	8,200円
55~59歳	1,010円	1,500円	2,480円	4,920円	7,380円	1,420円	2,190円	3,590円	7,100円	10,610円
60~64歳	1,330円	1,980円	3,290円	6,550円	9,810円	1,770円	2,730円	4,490円	8,920円	13,330円
65~69歳	1,900円	2,830円	4,700円	9,380円	14,070円	2,390円	3,660円	6,040円	12,030円	18,010円
70~74歳	2,770円	4,150円	6,900円	13,780円	20,660円	3,310円	5,070円	8,390円	16,720円	25,030円
75~79歳	3,680円	5,520円	9,170円	18,320円	27,480円	4,300円	6,590円	10,900円	21,750円	32,580円

追加月払保険料			160円
90円	10円	30円	
90円	20円	100円	
170円	30円	190円	
250円	40円	330円	
330円	70円	580円	
660円	100円	940円	
1,080円	150円	1,390円	
1,490円	220円	2,110円	
1,980円	370円	3,060円	
2,970円	470円	4,190円	
3,630円	580円	6,010円	
4,210円	730円	7,820円	

*退職者の方の保険料については、薬総合保険までお問い合わせください。

あなたの保険料はいくら?かんたん計算!

ご加入者の満年齢区分から年齢に応じた保険料をお選びください。

「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(<<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/ikan.html>>)

①A1型~AB5型からいずれか1つをお選びください。

②がん診断に加入する場合

③がん外来治療に加入する場合

④三大疾病に加入する場合

⑤個人賠償責任補償に加入する場合

合計保険料(月々)

円 + 円 + 円 + 円 + 円 = 円

*保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。*年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。*ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の(保険始期日時点の満年齢による保険料)となります。*団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。*通院について【病気】継続して4日を超えた入院の退院後の通院 【ケガ】1日の通院から、いずれも90日限度。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病氣)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)

事故が起こった際のお問い合わせ先 (保険会社等の連絡窓口)

● 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と、手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (ナビダイヤル) 0670-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

● 事故が起こった場合は損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)



ご契約内容に関するお問い合わせ先 (取扱代理店、引受保険会社の連絡窓口)

● 取扱代理店

笑総合保険

〒604-0903

京都市中京区河原町通夷川上る指物町320

TEL 075-256-2811 FAX 075-256-2141

(受付時間: 平日の午前9時から午後6時まで)

● 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 京都支店法人支社

〒604-8152

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗町671

TEL 075-252-1016 FAX 075-283-0135

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

● 非幹事代理店 京都府庁生活協同組合

● 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

● このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。